

研修会等実施規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ペット災害対策推進協会が（以下「当法人」という。）が実施する緊急災害時における家庭動物及びその飼い主の救護及び予防対策（以下「動物救護」という）に関する研修会、講習会、シンポジウム及びこれらに類する会議（以下「研修会等」という。）が、動物救護に関する普及啓発や人材育成、同行避難や予防対策の推進に貢献し、もって広く公共の福祉の増進に寄与することを目的として、その実施方法を定めるものである。

(研修会等の実施方法)

第2条 当法人が行う研修会等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 広く一般の人を対象にした予防対策や同行避難に関すること
- (2) 動物救護に関する専門的知識や技能の習得を希望する人を対象にした動物救護を行う人材育成に関すること
- (3) 専門家及び関係行政機関等を対象にした動物救護の実施手法に関すること
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること

2 研修会等の開催場所及び日時については、出席者の利便性を十分に考慮して設定しなければならない。また、広報については、できる限り多様な媒体を使用して、十分な時間的余裕をもって行わなければならない。

3 研修会等への参加費用は、原則として無償とする。ただし、研修会等の開催費用に充当する目的で、参加者に対して実費弁償程度の少額の協力金（任意）を求めることができるものとする。

4 研修会等の企画及び講師等の選任に当たっては、次の基準に従って、専門的知識や技能を有する者を選ばなければならない。

- (1) 当法人の目的や事業に対する理解があること
- (2) 動物救護または専門分野において、経験と業績があること
- (3) 豊かな人間性と誠実性があること
- (4) 動物愛護管理関連法令に違反したことがないこと
- (5) 年齢が満75歳以下であること

5 研修会等の実施に当たっては、出席者に対してアンケート調査を行い、その成果についての確認及び評価を、大学等の調査研究機関の研究員、獣医師及び動物愛護管理行政経験者等の有識者の関与のもとで実施しなければならない。

(委嘱)

第3条 講師等は、理事長が委嘱する。

(報酬等)

第4条 講師等の報酬金額は、研修会1回当たり2万円～3万円とする。

2 原稿料(新規)は、400字当たり3千円とする。

3 旅費交通費については、旅費規程に基づき交通費の実費及び日当を支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

附則

この規程は、平成26年8月15日から施行する。